

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3140924号
(U3140924)

(45) 発行日 平成20年4月17日(2008.4.17)

(24) 登録日 平成20年3月26日(2008.3.26)

(51) Int.Cl. F 1
B 6 5 D 23/00 (2006.01) B 6 5 D 23/00 H
B 6 5 D 33/00 (2006.01) B 6 5 D 33/00 A

評価書の請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全 3 頁)

(21) 出願番号 実願2008-570 (U2008-570)
 (22) 出願日 平成20年1月9日(2008.1.9)

(73) 実用新案権者 507194615
 有限会社ドルフィンブルー
 東京都中野区江原町1-1-15
 (72) 考案者 市村 重則
 東京都中野区江原町1-1-15

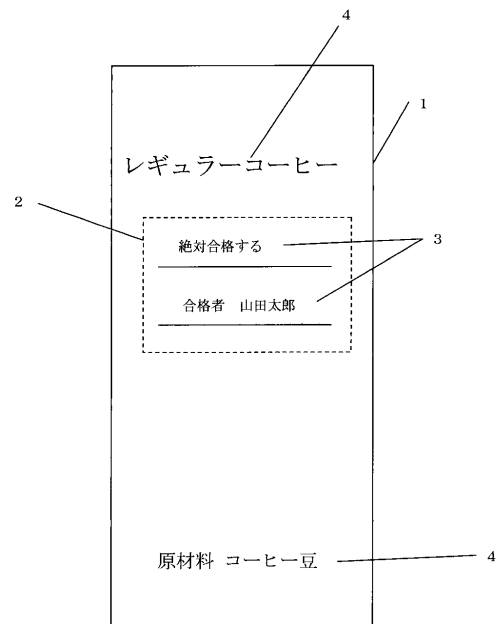
(54) 【考案の名称】 祈願容器

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 商品の内容表示などを妨げることなく使用者自身の所有物であることアピールすることができる祈願容器を提供する。

【解決手段】 商品の袋や容器に使用者自身または他者が識別可能な文字や言葉を記入できる欄を設ける。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

一般に使用されている包装用の容器や袋に記入欄をもうけ、その商品を購入した購入者または使用者が商品に名前、希望する言葉や文章などを記入できる様式の容器や袋の形態の包装容器や包装袋。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は主に化粧品やコーヒー及び紅茶、食品などの容器や袋に関するものである。

【背景技術】

10

【0002】

包装用の容器や袋の中には、商品の特性や製造物の内容の表示のみがされて販売されている。

【考案の開示】**【考案が解決しようとする課題】****【0003】**

商品の購入者は商品の特性や内容物を確認できるが、購入後にその購入者はその商品が購入者自身の所有物であること自身および他者に知らせることができない。これは同様の商品が存在した場合識別が不可能な点があげられる。

【課題を解決するための手段】

20

【0004】

本考案は商品の袋や容器に購入者自身が識別可能な文字や言葉を記入できる欄を設けることにより、商品の内容表示などを妨げることなく購入者自身や使用者の所有物であることアピールすることで問題点を解決するものである。

【考案の効果】**【0005】**

商品に文字を書く際に購入者または他者が文字や言葉を書くことで同様の商品と差別化するだけでなく、何かの願いのようなことを書くことにより文字記入者がその商品にその思いを込めることが可能となる。

【考案を実施するための最良の形態】

30

【0006】

商品に記入欄を配置し氏名と願いのような言葉を書くことによりその商品に思いを込めることができる。受験祈願やスポーツなどの試合の勝利祈願や安全祈願などのお守りのように記入者がその商品に思いを込めながら商品消費することができる。

【実施例】**【0007】**

以下、添付図面に従って実施例を説明する。1 包装用の容器や袋本体（図の例はコーヒーの袋）、2 の点線枠内は商品購入者が記入できる記入欄である。3 の文字は記入者が記入した文字や言葉である。4 は製造者が表示した商品の特性や原材料などの表示である。

【0008】

40

本考案の実施例は記入者自身の目標と氏名を記入したコーヒーを飲むことにより試験合格という目標を達成するための取り組みができるようになるものである。同様の商品と差別化が可能になるだけでなく、商品に消費するものの願いを込めることができ、商品自体にもともと表示されているものを妨げることがない。

【図面の簡単な説明】**【0009】**

【図 1】 本考案の実施例を示す正面図である（例コーヒー袋）

【符号の説明】**【0010】**

1 袋や容器本体

50

- 2 記入欄
- 3 記載するテキスト
- 4 既成商品自体の商品名や特徴表示

【 図 1 】

